九州林業塾

役員の報酬並びに費用に関する規定

(目的及び意義)

第1条 この規定は九州林業塾(以下,本会という)の規約に基づき役員の報酬並びに 費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 この規定において次の各号に掲げる用語の意義は次に定めるところによる。

- 2. 役員とは会長,副会長,事務局長,監査をいう。
- 3,報酬等とは、報酬、賞与その他職務遂行の対価として受ける財産上の利益であってその名称の如何を問わない。

費用とは明確に区分されるものである。

4. 費用とは職務の遂行に伴い発生する交通費,通勤手当,旅費(宿泊費 含む)及び手数料等の経費をいう。

報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員には職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 本会の役員の報酬については別表 1,2 のとおりとし総会の承認を得て決定する。

第5条 (費用)

当会は役員等がその職務の遂行にあたって負担した費用についてはこれを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(改正)

第6条 この規程の改正は総会の議決により行うものとする。

(雑則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は会長が役員会の承認を得て別に定めるものとする。

この規程は令和6年1月25日より施行する

別表第1 常勤役員報酬表

号	月額
第1号	40,000
第2号	60,000
第3号	80,000
第4号	100,000

別表第2 非常勤役員報酬表

号	月額
第1号	20,000
第2号	30,000
第3号	40,000
第4号	50,000